（様式第２号）

四日市ブランド認定申請調書

2024年7月1日現在

１．申請者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の名称又は屋号 | （フリガナ）　シスイジッカテン　カブシキガイシャ泗水十貨店　株式会社 |
| 代表者の氏名 | 四日市　太郎 |
| 住所又は所在地 | 四日市市○○町○○番地 |
| 設立年月日(事業開始年月日) |  2023年7月1日 |
| 年間売上高 | 　　　　　　　　　10,000千円 | 従業員数(役員・パート含む) | 　　　　10人 |
| U　R　L | https://www.shisui-jikkaten.com |
| 主な事業内容 | 菓子製造販売 |
| 申請に関する担当者連絡先 | 担当者 | 四日市　花子 | 部署 | 営業部 |
| 電話番号 | 123-456-7890 |
| FAX | 123-456-7890 |
| E-mail | ・・・・@・・・・co.jp |

２．ふるさと納税返礼品への推薦希望（該当する項目にチェック☑）

　※返礼品への採用には別途審査がございます。

|  |  |
| --- | --- |
| ☑　　希望する | □　　希望しない |

３．申請品の情報

|  |  |
| --- | --- |
| 申請品の名称（商品名） | 四日市梨のクッキー |
| 生産可能な数量 | 　　　　10,000枚／年　　　　（単位：個、本、袋、ｔなど） |
| 取引条件※１(対応可能な項目にチェック☑) | ☑　委託販売（消化仕入）　　　　☑　買取販売原則、委託販売での取引となります。 |
| 予定販売価格※２ | 　　（5枚入り）500円／1商品あたり現時点の見込みで結構です。 |
| 販売可能な時期(対応可能な項目にチェック☑) | ☑　通年　　　□　期間限定（　）月～（　）月□　数量限定　年間（　　　　）まで審査に際し、販売期間を指定させていただく可能性がございます。 |
| 生産場所(市外生産の場合は理由を明記) | 四日市市〇〇町○○番地 |

※１）取引条件について

委託販売：商品の生産者や卸売業者が、自社で扱っている商品の販売を小売業者に委託し、実際の販売量に応じて手数料を支払う販売方法です。

買取販売：小売業者自らが仕入れ量を決め、商品を生産者や卸売業者から買い取り販売する方法です。

※２）予定販売価格について

　手数料率は販売店ごとに異なりますが、上記の予定販売価格では、食品：25％、

非食品：35％の手数料が発生するものとして価格を検討ください。

４．審査基準に対するアピールポイント

※記入欄に書ききれない場合は、枠を拡大いただくか、自由記入欄にお書きください

|  |  |
| --- | --- |
| 審査基準 | 内容 |
| 合致性 | ①市の歴史、文化、伝統、風土などを活かした商品である。あるいは、そうした歴史や文化を市内外に伝え、後世に残す商品である。②新たなニーズの発掘や価値の創造に向け、特別なこだわりやチャレンジを込めた商品である。 |
| [記入欄]当社は〇〇年の創業以来、四日市市内にて洋菓子の製造販売を行ってまいりました。クッキーは当社の人気商品ですが、今回は四日市市内で生産された「四日市梨」のドライフルーツをふんだんに用いた新商品を開発しました。 |
| 希少性・独自性 | ③アイデアや工夫を凝らした他にはない商品である。または、原料や製造方法において希少性がある。④熟練の技術や独自の生産方法を活かし、他には真似の出来ない付加価値を有している。 |
| ［記入欄］四日市梨のドライフルーツのほか、三重県産の小麦粉や卵を使用した安心・安全な商品です。また、梨のドライフルーツを用いたクッキーは全国的にも珍しく、贈答品にも適しています。これまで培ってきた洋菓子製造のノウハウを活かしつつ、原料の配合や焼き加減を工夫することで、絶妙なサクサク感となっています。 |
| 市場性 | ⑤味や見た目、機能で他の商品よりも優位性があり、消費者の購入意欲を刺激する商品である。また、購入後も消費者が満足できる商品である。⑥価格設定やターゲット設定において妥当性があり、四日市ブランドの売上増加に貢献する商品である。 |
| ［記入欄］5枚入り500円での販売を想定しており、ちょっとしたお土産や手土産用として購入しやすい価格となっています。また、1枚1枚を個包装とすることで、小分けでのプレゼントや、ご自宅でゆっくりと楽しめる商品です。 |
| 将来性 | ⑦生産・品質の管理体制が整っており、販売店への安定供給が可能であるほか、クレームや問い合わせへの対応も整備されている。⑧本商品を通じ、市のイメージ向上や市の特産品・地場産品の地位向上に貢献できる。また、本ブランドの発展に意欲的である。 |
| ［記入欄］既存商品と同様の製造工程で製造するため安定した供給が可能であり、原料の四日市梨についても一定量を確保できる見込みです。また、クレーム対応は代表自らが対応したうえで、各部門へ共有するよう体制を整備しています。将来的には、市内で生産された苺やかぶせ茶など、様々な商品展開を通じ、四日市の特産品の知名度向上に貢献したいと考えます。 |
| ［自由記入欄］（上記の記入欄に書ききらない場合や、その他アピールポイントなどがあれば記入してください） |

**反社会的勢力でないことの確約に関する同意について**

チェック

[ ]

私（法人の場合は、当該法人の役職員等を含む）は、以下の①、②について、それぞれ確約の上、認定の申請をいたします。

①以下の項目に該当しない。

（1）暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成２３年四日市市条例第９号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

（2）法人である場合、役員が暴力団員（条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（3）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

②自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な請求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴会の信用を毀損し又は貴会の業務を妨害する行為等を行わない。

　なお、①のいずれかに該当し、若しくは②のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、認定が取り消され、取引が停止されても異議申し立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

ご記入いただいた申請内容や個人情報は本事業の目的以外での利用及び第三者への提供はいたしません。